

意見書

意見書とは、市政の発展に必要な事柄の実現を要請するため、市議会の意思を決定し、国会や政府に提出するものです。

特定商取引に関する法律の平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の改正を求める意見書

平成28年に特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が改正された際、施行後5年を経過した場合、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとの規定が附則に定められ、令和4年12月に特商法の施行から5年が経過しました。

令和5年版消費者白書によると、消費生活相談87万件のうち、特商法の対象分野の相談は54.9%と高い比率を占めています。

そのうち、情報通信技術の急進展により、インターネット通販に関する相談が29.1%と最多となっていますが、現行の特商法では、SNSなどによる繰り返しの勧誘に対応するための再勧誘の禁止等の行政規制やクーリング・オフ等の民事ルールが規定されていません。

また、連鎖販売取引いわゆるマルチ取引に関する相談は、インターネットなどを利用した勧誘が増加し、勧誘してきた相手方の素性がわからないなど、悪質な事業者による被害回復の困難な事例が発生しています。

そこで、国会及び政府に対し、次の事項を含む特商法の改正を早急に進めるよう強く要望します。

- ① SNSなどのインターネットを通じた通信販売は、再勧誘の禁止等の行政規制、クーリング・オフ等を認めること。
- ② マルチ取引は、悪質事業者の排除や被害の予防・救済のため、規制などを導入すること。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税は、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化されました。このとき、3年間の時限措置として存続することになった課税免除措置は、税制改正で数度の免除期間延長が認められましたが、令和6年3月末をもって廃止される状況にあり、観光産業や農林水産業をはじめとする各種産業の経営に甚大な影響を与えるものと懸念されます。

例えば、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油の免税が継続されない場合、本市の冬の観光資源の一つであるスキー場の経営は、一層厳しいものとなることが予想されます。

また、農業用機械、船舶、倉庫で使用するフォークリフトなど、軽油への依存が強い北海道の農林水産業の経営にさらなる負担を強いることとなります。

そこで、国会及び政府に対し、軽油引取税の課税免除特例措置を継続するよう強く要望します。

上記を含む可決した10件の意見書の全文は、市議会ホームページに掲載しています。